

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明
- 日程第 4 議案第 2号 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定について  
(付託案件) (総務・文教常任委員会審査報告、平成30年第5回定例会付託)
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 1号 遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第 8 議案第 2号 遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について
- 日程第 9 議案第 6号 遠軽町牧野条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 7号 遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止について
- 日程第11 議案第 8号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 議案第 3号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 4号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第 5号 遠軽町生田原診療所条例の一部改正について
- 日程第15 議案第 9号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第10号 指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第11号 指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第12号 指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第13号 平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第20 議案第14号 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第15号 平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第16号 平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第17号 平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 一般質問
- 日程第25 意見案第1号 認知症施策の充実を求める意見書
- 日程第26 意見案第2号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育

を求める意見書

日程第 27 意見案第 3 号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書

---

《平成 30 年 12 月 12 日》

## 平成30年第6回

### 遠軽町議会定例会会議録（第1号）

平成30年12月12日（水）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- |       |                  |  |
|-------|------------------|--|
| 日程第 1 |                  | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2 |                  | 会期の決定について  |
| 日程第 3 |                  | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  |
| 日程第 4 | 議案第 2号<br>(付託案件) | 遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定について<br>(総務・文教常任委員会審査報告、平成30年第5回定例会付託) |
| 日程第 5 | 承認第 1号           | 専決処分の承認を求めることについて  |
| 日程第 6 | 承認第 2号           | 専決処分の承認を求めることについて  |
| 日程第 7 | 議案第 1号           | 遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について                            |
| 日程第 8 | 議案第 2号           | 遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について                               |
| 日程第 9 | 議案第 6号           | 遠軽町牧野条例の一部改正について   |
| 日程第10 | 議案第 7号           | 遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止について                                 |
| 日程第11 | 議案第 8号           | 工事請負契約の変更契約の締結について   |
| 日程第12 | 議案第 3号           | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第13 | 議案第 4号           | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について                          |
| 日程第14 | 議案第 5号           | 遠軽町生田原診療所条例の一部改正について                                       |
| 日程第15 | 議案第 9号           | 指定管理者の指定について   |
| 日程第16 | 議案第10号           | 指定管理者の指定について   |
| 日程第17 | 議案第11号           | 指定管理者の指定について   |
| 日程第18 | 議案第12号           | 指定管理者の指定について   |
| 日程第19 | 議案第13号           | 平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）                                     |
| 日程第20 | 議案第14号           | 平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1                                 |

号)

日程第 2 1 議案第 1 5 号 平成 3 0 年度遠軽町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 2 2 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度遠軽町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 2 3 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度遠軽町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

---

◎出席議員 (16名)

議 長	1 6 番	前 田 篤 秀 君	1 5 番	今 村 則 康 君
	1 番	高 橋 義 詔 君	2 番	稲 場 仁 子 君
	3 番	佐 藤 登 君	4 番	秋 元 直 樹 君
	5 番	一 宮 龍 彦 君	6 番	竹 中 裕 志 君
	7 番	渡 部 正 騎 君	8 番	山 谷 敬 二 君
	9 番	阿 部 君 枝 君	1 0 番	前 島 英 樹 君
	1 1 番	佐 藤 昇 君	1 2 番	山 本 悟 君
	1 3 番	黒 坂 貴 行 君	1 4 番	岩 澤 武 征 君

---

◎欠席議員 (0名)

---

◎列席者

町 長	佐々木 修 一 君	教 育 長	河 原 英 男 君
代表監査委員	村 瀬 光 明 君	農業委員会会長	新 国 純 一 君

---

◎説明員

副 町 長	厂 原 收 君	総 務 部 長	加 藤 俊 之 君
民 生 部 長	舟 木 淳 次 君	経 済 部 長	澤 口 浩 幸 君
経 済 部 技 監	内 野 清 一 君	地域拠点施設準備室長	斉 藤 隆 雄 君
総 務 課 長	鈴 木 浩 君	情報管財課長	古 賀 伸 次 君
企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君	財 政 課 長	大 堀 聡 君
危機対策室参事	山 地 茂 樹 君	地域拠点施設準備室参事	今 井 昌 幸 君
保健福祉課長	平 間 敏 春 君	住民生活課長	高 橋 静 江 君
子育て支援課長	小 谷 英 充 君	農政林務課長	広 瀬 淳 次 君
商工観光課長	菊 地 隆 君	建 設 課 長	金 沢 一 彦 君
水 道 課 長	落 合 一 実 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
生田原総合支所長	門 脇 和 仁 君	丸瀬布総合支所長	会 津 靖 朗 君
白滝総合支所長	村 上 裕 和 君	生田原総合支所産業課長	大 辻 祐 一 君
丸瀬布総合支所産業課長	伊 藤 雅 彦 君	教 育 部 長	大 貫 雅 英 君
総 務 課 長	堀 嶋 英 俊 君	監査委員事務局長	奥 山 隆 男 君

《平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日》

選挙管理委員会事務局長 奥 山 隆 男 君 農業委員会事務局長 河 本 伸 二 君

---

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 安 江 陽一郎 君 事 務 局 主 幹 岩 井 誠 志 君  
事 務 局 係 長 小 玉 美 紀 子 君

《平成30年12月12日》

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成30年第6回遠軽町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告をいたします。

ただいまの出席議員は、15人であります。

なお、一宮議員より、おくれる旨の届け出があります。

本日の列席者は、佐々木町長、河原教育長、村瀬代表監査委員、新国農業委員会会長であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成30年度例月出納検査の結果、議長の執務及び閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、説明員につきましては、案件により、参事、主幹及び総合支所の課長等が入ることもありますので御了承願います。

次に、本定例会の日程は、第24までとなっております。

なお、追加議案等が予定されておりますので、あらかじめ御連絡を申し上げておきます。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、山谷議員、前島議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○1番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました平成30年第6回遠軽町議会定例会の会期につきましては、12月6日午後2時より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。

なお、追加議案、意見書等につきましては、それぞれ調整の上、12月13日午後5時までに議長へ提出されるようお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月14日までの3日間をしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月14日までの3日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長（前田篤秀君） 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長（佐々木修一君） ー登壇ー

平成30年第6回遠軽町議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中御参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成30年第5回遠軽町議会定例会以降における行政について御報告いたします。

まず、JR問題についてであります。7月に国土交通省がJR北海道に対し、経営改善に向けた取り組みを進めるよう監督命令を発出したのとあわせて、平成31年度からの2年間で総額400億円台の支援を行うとの発表がありました。

ただし、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区の鉄道施設、車両の設備投資及び修繕に対する支援については、地方自治体等からも同水準の支援が行われることが前提とされているところであります。

また、国からの支援の具体的な仕組みについては、地方自治体等との協議を踏まえた上で検討、調整が行われる予定とされたところでもあります。

これを受けまして、9月と11月に北海道主催による地域合同説明会が旭川市で開催され、石北本線、宗谷本線、根室本線及び富良野線の4路線沿線協議会の自治体首長等が出席し、国、北海道及びJR北海道からの説明を受けるとともに、地域負担のあり方やJR北海道の経営改善などに対する意見交換を行ってきたところであります。

また、国の監督命令では、利用が少なく鉄道を持続的に維持する仕組みの構築が必要な線区においては、平成31年度からの2年間で「第1期集中改革期間」とし、平成33年

度からの3年間を「第2期集中改革期間」として、JR北海道と地域の関係者が一体となった利用促進、経費節減等に係る行動計画を策定・検証し、あるべき交通体系について徹底的に検討することが求められております。

このことから、オホーツク圏活性化期成会石北線部会では、上川地方総合開発期成会と連携を図り、年内を目途に「第1期集中改革事業計画（アクションプラン）」の素案を取りまとめ、年度内には策定というスケジュールで進めているところであります。

なお、北海道鉄道活性化協議会が設立された旨、本行政報告提出後に連絡があったところであります。

今後、全道的な協議会組織が年内に設立予定となっており、ますます議論が加速されることが予想されますとなっておりますが、先ほど述べました北海道鉄道活性化協議会が設立された旨、連絡があったところでございます。

また、JR北海道を支援する地元負担につきましては、国の地方財政措置見送りとの方針が明らかになっておりますが、引き続き、北海道、管内の期成会石北線部会を初め、関係団体と連携し、粘り強くこのJR問題に対応してまいります。

次に、観光関係であります。当初、9月9日に開催する予定でありました太陽の丘コスモスフェスタは、9月6日に発生した北海道胆振東部地震の影響による大規模停電の発生により開催を延期し、10月7日に開催する予定でありましたが、台風25号の接近により、残念ながら今年度の開催は中止となりました。

ことしのコスモスの開花状況は、草取り作業などに御協力いただいた多くの町民の皆様を支えられ、イベントの時期に見ごろを迎えることができたことから、多くの皆様に鑑賞していただきたかったところであり、まことに残念な結果となりましたが、来年は多くの皆様に楽しんでいただけるよう準備をしてまいります。

御協力をいただきました町民の皆様を初め、イベント開催に向けた準備などに御協力をいただきました関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

次に、いこいの森についてであります。林野庁が所有しておりました森林鉄道用10トンディーゼル機関車の購入に伴い、10月23日に愛知県瀬戸市から搬出作業を行い、10月26日に搬入を完了したところであります。

今後につきましては、当該車両の動態保存に向けて費用などの調査を行い、観光入り込み客の増加に資するよう検討を進めてまいります。

次に、遠軽町が委託して予防接種を実施している町内の医療機関において、11月16日に生後2カ月の乳児に対して、小児肺炎球菌ワクチンを接種すべきところを、主に高齢者用の肺炎球菌ワクチンを接種したことが医療機関からの報告で判明しました。

接種を受けた乳児に健康被害は生じておりませんが、重大な事故につながりかねない事例であることから、実施医療機関に対しては、保健所からの指導に基づき、医薬品の発注、予防接種体制の改善、事故防止マニュアルの遵守等、再発防止を徹底させてまいります。



次に、災害時における協力の協定の締結についてであります。10月2日に一般社団法人北見地区トラック協会と「緊急時における輸送業務に関する協定」を、11月30日には、北見地方石油協同組合と「災害時における石油類燃料等の供給業務に関する協定」を締結いたしました。

これらの協定は、地震や風水害などの災害発生などの緊急時に、救護・救助のための資機材や、食糧・生活用品などの救護物資を緊急輸送する手段を確保し、町民生活の早期安定を図るとともに、石油類燃料等の緊急車両等への優先給油、避難所等への優先提供を目的として締結したところであります。

次に、10月21日に名古屋市で開催されました第66回全日本吹奏楽コンクールに遠軽高等学校が出場し、12年ぶりとなる全国大会の大舞台で堂々とした演奏を披露し、見事銀賞に輝きました。

また、10月13日に仙台市で開催されました第18回東日本学校吹奏楽大会には、南中学校が出場し、目標としていた金賞を受賞いたしました。

さらに、11月18日に大阪市で開催されました第31回全日本マーチングコンテストには、遠軽中学校及び遠軽高等学校が出場し、両校とも実力を十二分に発揮し、銅賞を受賞しました。

これらの活躍は、全国に「吹奏楽のまち遠軽町」を印象づけ、町の誇りであるとともに、遠軽高等学校の維持にも大きく寄与し、児童・生徒たちの努力をたたえたいと思います。

次に、要望関係についてであります。10月15日に陸上自衛隊遠軽駐屯地存置期成会として遠軽駐屯地に、10月26日には第2師団、11月12日には北部方面総監部、また、翌日には防衛省、国会議員及び関係機関に対し、駐屯地の存置並びに部隊増強について要望を行ってまいりました。

また、10月23日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会として、防衛省、国会議員及び関係機関に対し、北海道の自衛隊の体制強化並びに自衛隊と地域コミュニティとの連携について要望を行ってまいりました。

今後も防衛計画の大綱の見直しにおいて、道内の部隊の削減が検討されているとの報道もあることから、町の根幹にかかわる遠軽駐屯地の存置並びに部隊増強について、さらに強い危機感を持って関係団体と連携し、要望を行ってまいります。

次に、道路整備関係についてであります。11月1日に高規格幹線道路旭川・紋別自動車道早期建設促進期成会として、11月15日には遠軽北見道路整備促進期成会として、関係省庁、国会議員及び関係機関に対し、地方の将来の発展、国土強靱化に必要な道路予算の確保について要望を行ってまいりました。

高規格道路は、町民の暮らしを支え、地域と命をつなぐ路線として大変重要であり、また、平成31年度中には遠軽ICが開通する見通しとなりましたが、全線開通について、今後も引き続き要望を行ってまいります。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

承認第1号及び承認第2号の専決処分の承認を求めることについては、表彰について専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更については、遠軽地区ごみ処理広域化基本計画の策定に伴い、遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定については、合併処理浄化槽を使用する町営住宅の入居者から、合併処理浄化槽使用料を徴収するため、本条例を定めるものです。

議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定並びに勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正をするため、本条例を定めるものです。

議案第4号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第5号遠軽町生田原診療所条例の一部改正については、遠軽町生田原診療所の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正については、牧野の一部を再編し、効率的な利用を図るため、本条例を定めるものです。

議案第7号遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止については、(仮称)えんがる町民センター建設事業に伴い、遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場を廃止するため、本条例を定めるものです。

議案第8号工事請負契約の変更契約の締結については、平成30年度遠軽道の駅外構整備工事について、議会の議決を求めるものです。

議案第9号から議案第12号までの指定管理者の指定については、生田原診療所、伊吹牧場ほか牧野11施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」及び道の駅遠軽森のオホーツクの指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第13号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)の主なものについて御説明いたします。

歳入については、国庫支出金、繰越金、町債等を補正し、寄附金については、寄附者の御意思に添いまして目的の基金に積み立てをするものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、北海道胆振東部地震の被災地への職員派遣に係る旅費及び見舞金、町内循環線及び清里線の事業費確定に伴う地域公共交通確

保維持改善事業補助金、上武利地区給水施設配水池等増設工事、生田原診療所運営費補助金、商工業振興補助金、虹のひろば浄化槽機械室制御盤等改修工事、ロックバレースキー場リフト更新工事、学校行事負担金等を計上したところです。

議案第14号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定に伴う人件費、国民健康保険制度の都道府県単位化及び元号改正に伴う事業報告システムの改修に係る負担金、平成29年度療養給付費等負担金の精算等に伴う償還金を計上したところです。

議案第15号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）については、職員の給与改定に伴う人件費、介護保険制度改正に伴う介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料を計上したところです。

議案第16号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第17号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第4 議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定についてを議題とします。

平成30年第5回定例会において付託しました総務・文教常任委員会から審査報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

竹中総務・文教常任委員長。

○総務・文教常任委員長（竹中裕志君） ー登壇ー

総務・文教常任委員会付託議案に係る委員長報告。

平成30年第5回遠軽町議会定例会におきまして、総務・文教常任委員会に付託されました議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定について、遠軽町議会会議規則第77条の規定により審査結果を報告いたします。

本条例は、ゲレンデと遠軽町、さらにはオホーツクの魅力を発信する道の駅をコンセプトとした道の駅遠軽森のオホーツクを設置するために、本条例を定めるものであります。

本委員会においては、委員会審査を平成30年10月22日、11月29日及び12月4日に行い、原案のとおり可とすることを決定したものであります。

なお、審査の結果、原案のとおり可とすることに当たり、特に道の駅遠軽森のオホーツクの中の表示における「遠軽」が漢字となっているため、町外から訪れる皆さんにも、より読みやすく、また、親しまれるために、施設建設時において施設名を表示する際には、あわせて平仮名による「えんがる」と表記することが望ましいという意見の一致を見た

《平成30年12月12日》

ころであります。今後の検討を期待するところでもあります。

以上、総務・文教常任委員会に付託されました議案1件の報告を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽町道の駅遠軽森のオホーツク条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可とするものです。

本案は、討論を省略して、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 承認第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第5 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、表彰について専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

次のページをごらん願います。

専決第8号は、遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて専決処分をしたものであります。

表彰の種類につきましては、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、まちづくり振興資金として30万円、社会福祉振興資金として20万円、合わせて50万円の御寄附をいただきました遠軽町1条通北4丁目2番地30、遠谷澄子様。町民センター建設資金として30万円の御寄附をいただきました遠軽町1条通北4丁目2番地33、高橋真千子様であります。

専決理由につきましては、平成30年10月3日に遠谷様から、10月4日に高橋様から御寄附があったことに伴い、11月6日に挙行する平成30年度遠軽町功労者表彰式において表彰するため、表彰の対象者として決定したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第6 承認第2号

○議長(前田篤秀君) 日程第6 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木 浩君) 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、表彰について専決処分をしましたので、同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをごらん願います。

専決第9号は、遠軽町表彰条例第2条の規定により、表彰することについて専決処分をしたものであります。

表彰の種類につきましては、遠軽町表彰条例第2条第3号ウに該当いたします社会功労でありまして、奨学資金貸付資金として100万円の御寄附をいただきました遠軽町1条通南2丁目1番地3、平野由美子様であります。

専決理由につきましては、平成30年10月30日に平野様から御寄附があったことに伴い、11月6日に挙行する平成30年度遠軽町功労者表彰式において表彰するため、表彰の対象者として決定したものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第7 議案第1号

○議長（前田篤秀君） 日程第7 議案第1号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第1号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について御説明いたします。

遠軽地区ごみ処理広域化基本計画の策定に伴い、遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について協議をしたいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組規約の一部を変更する規約。

改正の内容につきましては、次のページの参考資料、新旧対照表によりまして御説明いたします。

遠軽地区広域組規約(抜粋)。第3条第2号中「及び処理並びにごみ処理施設」を「並びにし尿処理施設、ごみ焼却施設、破碎選別施設及び最終処分場」に、同条第4号中「容器包装廃棄物の処理」を「容器包装廃棄物処理施設の設置及び管理運営」に改め、第13条に、3項として、「特別な負担金の割合を生ずる場合は、前項の規定にかかわらず、組合議会の議決を経てこれを定める。」を加えるものです。

別表につきまして御説明いたします。

これまで消防機関の経費に含まれていた議会及び事務局に関する経費を分離し、新たに人口割50%、財政割30%、均等割20%について、経費として規定すること。

ごみ処理施設及び容器包装廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関する経費について、それぞれ「可燃ごみ搬入量」「容器包装廃棄物処理量」とあるのを、共同処理する事務に、破碎選別施設と最終処分場を追加することにより、「ごみ及び容器包装廃棄物搬入量」とするものであります。

また、中3の「収集量、搬入量及び処理量」を「収集量及び搬入量」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。

別紙の2ページに戻りまして、附則としまして、1、この規約は、平成31年4月1日から施行する。

2、破碎選別施設の使用開始年度及びその翌年度における破碎選別施設の運営及び維持管理に関する経費の負担金の割合は、遠軽地区ごみ処理広域化基本計画による目標年次のごみ量割として、遠軽町53.83%、湧別町26.26%、佐呂間町19.91%と定め

《平成30年12月12日》

ています。

また、3、この規約の施行の際、現に稼働中の容器包装廃棄物処理施設にあつては、別表中「搬入量」とあるのは「処理量」と読みかえるものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号遠軽地区広域組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第2号

○議長（前田篤秀君） 日程第8 議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

金沢建設課長。

○建設課長（金沢一彦君） 議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定について御説明いたします。

本条例は、合併処理浄化槽を使用する町営住宅の入居者から合併処理浄化槽使用料を徴収するため、本条例を制定するものです。

次ページ、別紙をお開き願います。

遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例は、第1条から第13条の構成となっております。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、本条例は、町営住宅に設置する合併処理浄化槽の使用料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとしたものです。

第2条は、定義に関する規定でありまして、この条例において使用する用語の意義について定めるものです。

第3条は、使用開始等の基準日に関する規定でありまして、使用を開始する日は、町営住宅の入居日、使用を終了する日は、町営住宅の退去日と定めるものです。

第4条は、浄化槽の使用中止に関する規定でありまして、水道の使用中止の届け出を行ったときは浄化槽も使用中止とみなし、使用料の徴収を行わないことについて定めるものです。

《平成30年12月12日》

第5条は、浄化槽の使用及び排除制限に関する規定でありまして、第1項は、規則で定める事項について遵守しなければならないこと。第2項は、遵守されていない場合、排水等の排除を停止、制限できることについて定めるものです。

第6条は、使用料の徴収に関する規定でありまして、第1項は、使用者から使用料を徴収することについて。第2項は、徴収方法及び納期限について定めるものです。

第7条は、使用料の算定方法に関する規定でありまして、第1項は、毎使用月において、排水等の量に応じ、算出した額について定めるもので、算定基準は別表第1のとおりとする。第2項第1号は、水道水を排除した場合の水道水量について、第2号は、水道水以外の水を排除した場合の使用水量について、第3号は、水道水と水道水以外の水を併用した場合の水道水量について、それぞれ定めるもので、認定基準は、別表第2のとおりとする。第3項は、使用月の途中において入・退去したときの使用料の区分を定めるものです。

第8条は、使用料の減免に関する規定でありまして、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料の全部または一部を減免することができることを定めるものです。

第9条は、維持管理費の負担に関する規定でありまして、法定検査料等の費用は町が負担することを定めるものです。

第10条は、料金の督促及び滞納処分に関する規定でありまして、遠軽町歳入金の督促、延滞金徴収及び滞納処分に関する条例の規定を準用することを定めるものです。

第11条は、委任に関する規定でありまして、必要は事項は規則で定めるものです。

第12条は、過料に関する規定でありまして、過料を定めるものです。

第13条は、その他の過料について定めるものです。

附則第1項として、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附則第2項として、遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例の一部改正について改めるものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明いたしますので、次のページをごらんください。

遠軽町町税等の滞納に対する制限措置に関する条例、新旧対照表であります。

別表第1中第20項を第21項とし、第11項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に第11項、遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例に規定する使用料を加えるものです。

また、参考資料としまして、本条例に基づく規則を添付しておりますので御参照願います。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

《平成30年12月12日》



これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号遠軽町町営住宅合併処理浄化槽使用料徴収条例の制定については、なお審査の必要があると思われますので、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、経済常任委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定しました。

---

### ◎日程第9 議案第6号

○議長(前田篤秀君) 日程第9 議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

広瀬農政林務課長。

○農政林務課長(広瀬淳次君) 議案第6号遠軽町牧野条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本条例は、牧野の一部を再編し、効率的な利用を図るため、本条例を改正するものでございます。

別紙をお開き願います。

遠軽町牧野条例の一部を改正する条例の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料をお開き願います。

遠軽町牧野条例第2条は、牧野の名称、位置及び面積等を規定するものでありまして、第2条の表、天狗平牧野の項面積の欄中「35.88ヘクタール」を「60.98ヘクタール」に、白滝牧野の項、位置の欄中「遠軽町下白滝、旧白滝」を「遠軽町旧白滝」に、同項、面積の欄中「76.33ヘクタール」を「47.40ヘクタール」に改めるものでございます。

別紙に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長(前田篤秀君) これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号遠軽町牧野条例の一部改正についてを採決します。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第7号

○議長（前田篤秀君） 日程第10 議案第7号遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

菊地商工観光課長。

○商工観光課長（菊地 隆君） 議案第7号遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止について御説明いたします。

（仮称）えんがる町民センター建設事業に伴い、遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場を廃止するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例を廃止する条例。

遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例（平成17年遠軽町条例第142号）は、廃止するものであります。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第7号遠軽町岩見通コミュニティ広場駐車場条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第8号

○議長（前田篤秀君） 日程第11 議案第8号工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第8号工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

《平成30年12月12日》

道の駅駐車場造成工事の減及び概数数量の確定による設計変更に伴い、遠軽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、平成30年度遠軽道の駅外構整備工事であります。

契約金額は、変更前、1億778万4,000円。変更後、1億284万8,400円であります。

契約の相手方は、茶木・日新特定建設工事共同企業体、代表者、遠軽町1条通南1丁目8番地13、茶木建設株式会社代表取締役、茶木義尚。構成員、遠軽町2条通北4丁目1番地9、日新工業株式会社代表取締役、遠藤利秀であります。

この工事につきましては、平成30年5月31日、議会の議決をいただき、同日、契約を締結し、6月1日から着工、平成30年12月20日の完成を予定しているところでありますが、道の駅駐車場造成工事の減及び概数数量が確定したことから、契約金額1億778万4,000円を493万5,600円減の1億284万8,400円に変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第8号工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第12 議案第3号から日程第23 議案第17号

○議長（前田篤秀君） 日程第12 議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第13 議案第4号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、日程第14 議案第5号遠軽町生田原診療所条例の一部改正について、日程第15 議案第9号指定管理者の指定について、日程第16 議案第10号指定管理者の指定について、日程第17 議案第11号指定管理者の指定について、日程第18 議案第12号指定管理者の指定について、日程第19 議案第13号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）、日程第20 議案第14号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第15号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第22 議案第16号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第23 議案第17号平成30年度遠軽町

《平成30年12月12日》

下水道事業会計補正予算（第1号）、以上議案12件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により提出者の説明を求めます。

鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木 浩君） 議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法の規定に基づき、国家公務員の給与改定状況等を踏まえ改定をしてきたところであります。

本年の給与改定に当たりましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定並びに勤務1時間当たりの給与額の算出方法の改正をするものでございます。

次のページ、別紙をごらん願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

この条例は、2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明をいたしますので、参考資料をごらん願います。

別紙6ページの次のページになります。

新旧対照表(第1条関係)でありまして、平成30年度に影響する改正でございます。

第26条第2項は、勤勉手当支給割合に関する規定でありまして、第1号の再任用職員を除く一般職につきましては、「6月期、12月期ともに100分の90」であった支給割合を、「6月期をそのままに12月期を100分の95」に改め、年間支給割合を「1.8月」から「1.85月」に引き上げるものであります。

第2号の再任用職員につきましては、同じく「100分の42.5」であった支給割合を、「6月期をそのままに12月期を100分の47.5」に改め、年間支給割合を「0.85月」から「0.9月」に引き上げるものであります。

第5項は、項、号を規定することにより、より限定してわかりやすくした改正であります。

別表第1は、一般職給料表でありまして、給料月額を平均0.2%引き上げるものであります。初任給1,500円、若年層1,000円程度、そのほかは400円の引き上げを基本としております。改定は、平成30年4月にさかのぼって適用するものであります。

参考資料の6ページをごらん願います。

新旧対照表(第2条関係)でありまして、平成31年度から影響する改正でございます。

第16条、第20条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法を改正するものでありまして、第16条中「給与の月額」を「給料及び寒冷地手当の月額の合計額」に改めます。

第20条中「給料の月額」を「給料及び寒冷地手当の月額の合計額」に、「19」を

「勤務時間等条例第11条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び年末年始の休日(日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に相当する数の合計」に改めます。

第23条は、期末手当に関する規定でありまして、第2項で、「6月期100分の122.5、12月期100分の137.5」と規定している支給割合を、ともに「100分130」に改めます。年間支給割合に変更はございません。

第3項は、再任用職員に対する支給割合の規定であり、「6月期、12月期ともに100分の72.5」に改めます。

第26条第2項第1号の再任用職員以外の一般職の勤勉手当支給割合を「6月期、12月期ともに100分の92.5」に改めます。

第2号の再任用職員の勤勉手当支給割合を「6月期、12月期ともに100分の45」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、第1項の施行期日は、公布の日からであります。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の給与条例の規定は、平成30年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、給与の内払いとみなすことを、第4項は、規則への委任について規定しております。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

次に、議案第4号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

一般職の職員の勤勉手当支給割合の改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものでございます。

次のページ、別紙をごらん願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例は4条の構成でありまして、第1条及び第2条は、議会議員の期末手当支給割合を改正する規定であり、1条は平成30年度の、2条は平成31年度以降の支給割合を改正するものであります。

第3条及び第4条は、町長、副町長、教育長の期末手当支給割合を改正する規定でありまして、3条は平成30年度の、4条は平成31年度以降の支給割合を改正するものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、次のページの参考資料をごらん願います。

議会議員、町長、副町長、教育長ともに改正内容、期末手当支給割合などは同じでありますので、議会議員の例により、参考資料の1ページで御説明いたします。

上段の新旧対照表(第1条関係)であります。

平成30年度の期末手当支給割合を改正するもので、12月期の「100分の227.5」を「100分の232.5」に改め、年間支給割合を「4.4月」から「4.45月」に引き上げるものであります。

下段の第2条関係であります。平成31年度以降の期末手当支給割合を改正するもので、「6月期100分の212.5、12月期100分の232.5」を「6月期、12月期ともに100分の222.5」に改めます。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、第1項の施行期日は、公布の日からであります。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日からでございます。

第2項は、第1条及び第3条による改正後の条例の規定は、平成30年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、期末手当の内払とみなすことを規定しております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 門脇生田原総合支所長。

○生田原総合支所長（門脇和仁君） 議案第5号遠軽町生田原診療所条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、平成31年4月1日から遠軽町生田原診療所の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の規定を整備するため、本条例を定めるものです。

次のページ、別紙をごらん願います。

遠軽町生田原診療所条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、新旧対照表により御説明いたしますので、参考資料2ページをごらん願います。

2ページの第9条を削ります。

1ページに戻っていただきまして、第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加えます。第3条の見出しを「指定管理者の業務」に改め、同条中「診療」を「業務」に改め、同条第5号を第8号とし、第1号から第4号までを3号ずつ繰り下げ、同条に第1号から第3号までとして、次の3号を加えます。第1号、診療所の維持管理に関する業務。第2号、診療所の運営に関する業務。第3号、診療所の療養に要する費用及び手数料の収受に関する業務。

第3条の最後の号に、「第9号、前各号に掲げるもののほか、町長が診療所の管理上必要と認める業務」を加え、同条を第4条とします。

第2条の次に次の1条を加えます。「指定管理者による管理」。

第3条、診療所の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定する者(以下、指定管理者という。)に行わせることができる。

第2項、前項の規定により、診療所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第9条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得てこれを変更し、または別に定めることができる。

《平成30年12月12日》

第3項、第1項の規定により、診療所の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条、第5条、第7条及び第8条の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読みかえるものとする。

次のページに参りまして、別表中「別表、第5条関係」を「別表、第6条関係」に改め、備考に次の1項を加えます。第5項、消費税及び地方消費税は別途加算する。

別紙に戻っていただきまして、附則として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 古賀情報管財課長。

○情報管財課長（古賀伸次君） 議案第9号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、生田原診療所の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、生田原診療所であります。

指定管理者は、札幌市厚別区厚別東4条3丁目3番6号、医療法人記念塔病院理事長、三井慎也であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、健康診断及び健康相談、イ、療養の指導及び相談、ウ、診察、エ、薬剤又は治療材料の投与、オ、処置、手術及びその他の治療、カ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は1億3,348万5,000円で、平成31年度4,306万9,000円、平成32年度4,618万8,000円、平成33年度4,422万8,000円であります。

選定に当たりましては、11月15日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定の結果の非公募とした理由ではありますが、医療法人交雄会が町の委託を受けて生田原診療所の管理運営を行ってきており、平成15年4月からは、同一法人グループの医療法人記念塔病院と連携を図りながら管理運営を行ってきたことから、これまでの管理運営等の実績、また施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について、審査の結果、生田原診療所の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体

的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、医療法人記念塔病院を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第10号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、牧野12施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、伊吹牧場、八重牧場、白竜牧場、千代田牧場、見晴牧場、弥生牧場、柏牧場、東白滝牧野、支湧別牧野、天狗平牧野、天狗平第2牧野、白滝牧野であります。

指定管理者は、湧別町上湧別屯田市街地230番地、えんゆう農業協同組合代表理事組合長、中川菊夫であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、牧野の維持管理に関する業務、イ、牧野の使用の許可等に関する業務、ウ、牧野の使用許可に係る料金の徴収に関する業務、エ、前3号に掲げるもののほか、町長が牧野の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は3,150万円で、平成31年度から平成33年度まで、それぞれ1,050万円であります。

選定に当たりましては、11月15日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定の結果の非公募とした理由であります。遠軽町牧野は、本町の酪農及び畜産振興の重要な拠点の一つであり、その管理については専門性が必要とされる施設であることから、地元農協が指定管理者として運営することが最も適しており、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査した結果、遠軽町牧野の設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、牧野の安定的な経営及び草地の的確な管理を行うための計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、えんゆう農業協同組合を指定管理者の候補



者として選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第11号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、生田原コミュニティセンター「ノースキング」であります。

指定管理者は、遠軽町生田原871番地4、株式会社生田原振興公社代表取締役、杉本一幸であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、生田原コミュニティセンターの維持管理に関する業務、イ、生田原コミュニティセンターの運営に関する業務、ウ、生田原コミュニティセンターの使用の許可に関する業務、エ、生田原コミュニティセンターの使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は1億1,946万8,000円で、平成31年度4,047万6,000円、平成32年度3,911万7,000円、平成33年度3,987万5,000円であります。

選定に当たりましては、11月15日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。当該施設を管理運営するために、本町が出資して設立した団体であり、これまでの管理実績などから、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成されることが見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、生田原コミュニティセンターの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

また、これまでの指定管理の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、株式会社生田原振興公社を指定管理者の候補者に選定したものであります。

《平成30年12月12日》

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

続きまして、議案第12号指定管理者の指定について御説明いたします。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、公の施設、道の駅遠軽森のオホーツクの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

公の施設の名称は、道の駅遠軽森のオホーツクであります。

指定管理者は、遠軽町南町3丁目2番地224、一般社団法人えんがる町観光協会会長、遠藤利秀であります。

指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までであります。

次のページ、参考資料をお開き願います。

公の施設の名称、指定する指定管理者の名称等の名称及び所在地は、記載のとおりでございます。

業務につきましては、ア、道の駅の維持管理に関する業務、イ、道の駅の運営に関する業務、ウ、道の駅の使用の許可に関する業務、エ、道の駅の使用の許可に係る料金の徴収に関する業務、オ、前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理運営上必要と認める業務であります。

指定の期間は、記載のとおりであります。

指定管理料は1億9,215万4,000円で、平成31年度9,648万6,000円、平成32年度4,623万1,000円、平成33年度4,943万7,000円であります。

選定に当たりましては、11月15日、指定管理者選定委員会を開催し、提出された申請書を審査しております。

選定結果の非公募とした理由であります。一般社団法人えんがる町観光協会は、遠軽町の観光宣伝及び観光客の誘致に関する事業を効率的に運営するとともに、産業、地域経済の振興及び文化の発展に寄与することを目的とし、町内観光施設の運営や各種イベント等の実施に取り組んでおります。

また、「ゲレンデと遠軽とオホーツクの魅力を発信する道の駅」のコンセプトのもと、ゲレンデを有効活用したさまざまな体験や地域の食・文化の発信を行うに当たり、オホーツク圏の玄関口となる地域活性化の拠点としての専門的な知識や経験が求められることから、これまでの経営資源の活用や計画的な人員配置により、スキー場を含めた道の駅における公共サービスの効果的・効率的な提供が見込まれるため、公募によらないことが適当であると判断したものであります。

選定の理由として、申請者から提出された申請書の内容について審査の結果、道の駅遠軽森のオホーツクの設置目的の達成に有効な運営方針に基づき、利用者サービスの向上のための具体的な計画、施設の適切な維持及び管理に係る計画、施設管理を安定的に行う人員計画が確実で具体的な内容となっており、施設の適正な管理運営が可能であると評価されました。

《平成30年12月12日》

また、管理・運営技術や専門技能の実績を生かしながら、管理を安定して行う経営規模・能力と組織体制を備えている点も評価されたため、一般社団法人えんがる町観光協会を指定管理者の候補者に選定したものであります。

協定につきましては、指定の議決後に協定を締結することとしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 11時25分まで、暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第13号平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

平成30年度遠軽町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,144万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を161億2,182万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

繰越明許費は、「第2表繰越明許費」により説明いたします。

債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第4表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

10款地方交付税につきましては、1項地方交付税を1億1,837万9,000円減額し、総額を66億3,962万1,000円とするものです。

14款国庫支出金につきましては、2項国庫補助金に1万2,000円を追加し、総額を10億7,642万7,000円とするものです。

17款寄附金につきましては、1項寄附金に935万6,000円を追加し、総額を1,370万4,000円とするものです。

19款繰越金につきましては、1項繰越金に1億4,925万7,000円を追加し、総額を2億1,832万9,000円とするものです。

20款諸収入につきましては、5項雑入に59万8,000円を追加し、総額を2億6,097万8,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に6億7,060万円を追加し、総額を30億5,328万4,000円とするものです。

これにより、歳入合計154億1,037万8,000円に7億1,144万4,000円を追加し、総額を161億2,182万2,000円とするものです。

《平成30年12月12日》

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款議会費につきましては、1項議会費に19万5,000円を追加し、総額を8,811万1,000円とするものです。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に1,231万9,000円を追加し、総額を32億5,322万2,000円とするものです。

3款民生費につきましては、1項社会福祉費に48万1,000円を追加、2項児童福祉費に3万8,000円を追加し、総額を30億5,450万7,000円とするものです。

4款衛生費につきましては、1項保健衛生費に7,331万7,000円を追加し、総額を14億7,649万1,000円とするものです。

6款農林水産業費につきましては、1項農業費に11万9,000円を追加し、総額を4億6,524万6,000円とするものです。

7款商工費につきましては、1項商工費に6億2,097万5,000円を追加し、総額を12億3,579万6,000円とするものです。

10款教育費につきましては、1項教育総務費に400万円を追加し、総額を13億7,882万2,000円とするものです。

これにより、歳出合計154億1,037万8,000円に7億1,144万4,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の161億2,182万2,000円とするものです。

次に、第2表、繰越明許費について説明いたします。

繰越明許費につきましては、4款衛生費1項保健衛生費、上武利地区給水施設配水池等増設事業1億8,583万6,000円、7款商工費1項商工費、ロックバレースキー場リフト更新事業6億928万2,000円を、翌年度に繰り越して使用することができる経費とするものです。

次に、第3表、債務負担行為補正について説明いたします。

債務負担行為につきましては、生田原診療所指定管理料、期間、平成30年度から平成33年度、限度額1億3,348万5,000円、平成30年度中核農業者応援資金利子補給、期間、平成30年度から平成34年度、限度額504万4,000円、牧野指定管理料、期間、平成30年度から平成33年度、限度額3,150万円、生田原コミュニティセンター指定管理料、期間、平成30年度から平成33年度、限度額1億1,946万8,000円、道の駅遠軽森のオホーツク指定管理料、期間、平成30年度から平成33年度、限度額1億9,215万4,000円を追加するものです。

次に、第4表、地方債補正について説明いたします。

地方債につきましては、道の駅整備事業の限度額を11億90万円に、給水施設整備事業の限度額を2億2,770万円に変更するものです。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ補正前と変更はありません。

《平成30年12月12日》

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

1 1 ページをお開き願います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費、議員報酬及び期末手当等 1 9 万 5, 0 0 0 円につきましては、期末手当の支給割合の改定により、予算を補正するものです。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、特別職人件費 4 2 万 9, 0 0 0 円につきましては、期末手当の支給割合の改定により、予算補正するものです。一般職人件費 1 8 6 万 8, 0 0 0 円につきましては、給与改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により予算を補正するものです。総務一般経費 1 4 9 万 8, 0 0 0 円につきましては、北海道胆振東部地震に係る職員 8 人の派遣旅費として、普通旅費 5 9 万 8, 0 0 0 円、厚真町、むかわ町、安平町に対して、それぞれ 3 0 万円の災害復興見舞金 9 0 万円を計上するものです。

6 目企画費につきましては、財源の振りかえです。

8 目交通対策費、バス路線確保事業 7 6 万 8, 0 0 0 円につきましては、町内循環線及び清里線の事業費の確定により、地域公共交通確保維持改善事業補助金を計上するものです。

1 5 目基金運営費、基金運営事業 7 7 5 万 6, 0 0 0 円につきましては、指定寄附金 1 4 件、4 6 3 万 4, 0 0 0 円、ふるさと納税寄附金 2 6 0 件、3 1 2 万 2, 0 0 0 円により、まちづくり振興基金積立金を計上するものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、国民健康保険事業 1 2 万 1, 0 0 0 円につきましては、給与改定による国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を計上するものです。介護保険事業 3 6 万円につきましては、給与改定及び介護保険制度の改正による介護保険特別会計予算の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を計上するものです。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、子ども・子育て支援事業 3 万 8, 0 0 0 円につきましては、幼稚園通園に係る補助金として、幼稚園就園奨励費補助金を計上するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費、上武利地区給水事業 7, 1 8 6 万 4, 0 0 0 円につきましては、遠隔監視システム改修業務委託料 2 2 万 9, 0 0 0 円の減額及び上武利地区給水施設水源開発整備調査業務委託料 1 4 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、事業費の確定による減額、上武利地区給水施設水源施設整備工事 2, 5 0 0 万円の減額及び上武利地区給水施設配水池等増設工事 1 億 2, 5 8 3 万 6, 0 0 0 円につきましては、地下水を水源とする当初の計画を変更し、ろ過方式とすることによる予算の補正です。上武利地区水道管布設工事 2, 7 3 3 万 9, 0 0 0 円の減額につきましては、事業費の確定による減額です。上水道事業 1 4 万 8, 0 0 0 円につきましては、給与改定による水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を計上するものです。

5 目診療所費、医科診療所運営事業 1 3 0 万 5, 0 0 0 円につきましては、生田原診療

所の平成29年度下期及び平成30年度上期の収支の確定により、診療所運営費補助金を計上するものです。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費、農業融資利子補給事業11万9,000円につきましては、経営改善のための設備投資に係る借り入れの利子補給2件分の中核農業者応援資金利子補給事業補助金を計上するものです。

7款商工費1項商工費1目商工業振興費、商店街助成事業375万円につきましては、店舗近代化に係る補助金に不足が見込まれるため、商工業振興補助金を計上するものです。

5目観光施設費、虹のひろば管理運営事業794万3,000円につきましては、隣接する施設の火災により損害を受けた設備の改修に係る経費として、虹のひろば浄化槽機械室制御盤等改修工事を計上するものです。道の駅遠軽森のオホーツク整備事業6億928万2,000円につきましては、ロックバレースキー場の整備に係る経費として、ロックバレースキー場リフト更新工事を計上するものです。

10款教育費1項教育総務費3目教育振興費、教育振興一般経費300万円につきましては、全国大会出場等に係る学校行事負担金を計上するものです。奨学資金貸付事業100万円につきましては、指定寄附金による繰出金として、奨学資金貸付基金繰出金を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

9ページをお開き願います。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税1億1,837万9,000円の減額につきましては、普通交付税の減額です。

14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1万2,000円につきましては、幼稚園就園奨励費補助金の追加です。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金623万4,000円につきましては、まちづくり振興資金として9件、454万4,000円、社会福祉振興資金として4件、36万円、教育振興資金として3件、30万円、奨学資金として1件、100万円、スポーツ振興資金として1件、3万円の指定寄附をいただいたものです。

3目ふるさと納税寄附金312万2,000円につきましては、260件のふるさと納税をいただいたものです。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金1億4,925万7,000円につきましては、前年度繰越金の追加です。

20款諸収入5項雑入6目雑入59万8,000円につきましては、平成30年度北海道胆振東部地震職員派遣負担金の追加です。

21款町債1項町債2目衛生債6,140万円につきましては、給水施設整備事業債の追加、4目商工債6億920万円につきましては、道の駅整備事業債の追加です。

以上で説明を終わります。

《平成30年12月12日》

○議長（前田篤秀君） 高橋住民生活課長。

○住民生活課長（高橋静江君） 議案第14号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,099万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億3,406万1,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

4款療養給付費交付金につきましては、1項療養給付費交付金に1,757万円を追加し、総額を1,757万1,000円とするものです。

6款道支出金につきましては、1項道補助金に48万3,000円を追加し、総額を17億632万7,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項他会計繰入金に12万1,000円を追加し、総額を2億2,625万2,000円とするものです。

9款繰越金につきましては、1項繰越金に1,281万8,000円を追加し、総額を1,281万9,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計23億306万9,000円に3,099万2,000円を追加し、総額を23億3,406万1,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に39万1,000円を追加し、総額を4,322万7,000円とするものです。

2款保険給付金につきましては、1項保険給付金に21万3,000円を追加し、総額を16億6,476万1,000円とするものです。

7款諸支出金につきましては、1項償還金及び還付加算金に3,038万8,000円を追加し、総額を3,248万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計23億306万9,000円に3,099万2,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の23億3,406万1,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

8ページをお開き願います。

3、歳出。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、12万1,000円は、給与改定に伴う追加であります。

同款同項2目国民健康保険団体連合会負担金27万円は、国保事業報告システムに療養

給付費負担金及び調整交付金機能を加えるための改修に要する経費を追加するものです。

次のページをお開き願います。

2款保険給付費1項保険給付費1目療養費、審査支払手数料21万3,000円は、遠軽厚生病院内の調剤薬局が分離し、4月診療から審査件数が増加したことにより、審査支払手数料に不足を生じる見込みとなるため追加をするものです。

次のページをお開き願います。

7款諸支出金1項償還金及び還付加算金5目その他償還金、その他償還金3,038万8,000円は、前年度の概算交付額に対する超過交付分及び平成30年度国保都道府県単位化に伴う事業の精算分に係る返還金の追加です。

次に、歳入について御説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

歳入。4款療養給付費交付金1項療養給付費交付金1目療養給付費交付金1,757万円は、平成29年度退職者医療の療養給付費等交付金確定による追加です。

6款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金48万3,000円は、歳出で不足となる審査支払手数料21万3,000円、システム改修に係る経費27万円を合わせた追加です。

8款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金12万1,000円は、人件費の追加です。

9款繰越金1項繰越金1目繰越金1,281万8,000円は、前年度繰越金の追加です。

以上で、議案第14号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 平間保健福祉課長。

○保健福祉課長（平間敏春君） 議案第15号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億264万5,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

2款分担金及び負担金につきましては、1項負担金に34万8,000円を追加し、総額を904万6,000円とするものです。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に36万円を追加し、総額を2億8,351万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計19億193万7,000円に70万8,000円を追加

《平成30年12月12日》



し、総額を19億264万5,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費に6万円、3項介護認定諸費に64万8,000円をそれぞれ追加し、総額を4,406万9,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計19億193万7,000円に70万8,000円を追加し、総額を歳入歳出同額の19億264万5,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費6万円につきましては、給与改定に伴う追加であります。

次のページをお開き願います。

3項介護認定諸費1目介護認定審査会費、介護認定審査会費64万8,000円につきましては、介護保険改正に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務委託料の追加であります。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款分担金及び負担金1項負担金1目認定審査会負担金34万8,000円につきましては、介護保険制度改正に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務に対する遠軽地区介護認定審査会2町負担金の追加であります。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金、職員給与費等一般会計繰入金6万円につきましては、給与改定に伴う追加であります。事務費一般会計繰入金30万円につきましては、介護保険制度改正に伴う遠軽地区介護認定支援ネットワークシステム改修業務に対する追加であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 落合水道課長。

○水道課長（落合一実君） 議案第16号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条は、平成30年度遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益第1項営業収益を14万8,000円増額し、総額を5億4,968万8,000円とするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用第1項営業費用を1,329万8,000円減額し、総額を4億9,969万1,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費7,551万5,000円を6,221万7,0

《平成30年12月12日》

00円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金14万8,000円の増額は、給与改定に伴う一般会計繰入金の追加によるものです。

6ページをお開き願います。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、合計42万5,000円の増額、2目配水及び給水費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計1,327万7,000円の減額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計44万6,000円の減額は、給料改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

続きまして、議案第17号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第2条は、平成30年度遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用を18万6,000円増額し、総額を9億7,097万8,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費5,756万円を5,726万6,000円に改めるものです。

次のページをお開き願います。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表で、説明は省略させていただきます。

次に5ページ、補正予算明細により説明いたします。

収益的収入及び支出の支出につきましては、第1款下水道事業費用第1項営業費用1目管渠費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計188万円の増額、2目処理場費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計5万8,000円の減額、3目総係費1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで合計163万6,000円の減額は、給与改定及び人事異動に伴う会計間の異動等により、人件費の予算を補正するものです。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 昼食のため、1時まで暫時休憩します。

午前11時51分 休憩

午後 0時58分 再開

○議長（前田篤秀君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一宮議員が出席でございます。

これより、一括上程しました議案12件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号遠軽町生田原診療所条例の一部改正についての質疑を行います。

山本議員。

○12番（山本 悟君） 1件お伺いします。今回、指定管理者を新年度置く予定で考えていますけれども、なぜ今までの方針を変更して指定管理者を置くのか、その理由の説明をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君） 舟木民生部長。

○民生部長（舟木淳次君） 現在、町は地域医療の確保を目的といたしまして、へき地診療所の申請を行っているところであります。へき地診療所にすることによりまして、市町村と並ぶ広域性の高い医療主体となる社会医療法人が指定管理者となることにより、地域医療の確保が保たれるという理由でございます。

以上です。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第9号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号指定管理者の指定についての質疑を行います。

11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 生田原コミュニティセンター「ノースキング」の指定管理料の関係なのですが、平成28年度から3年間の指定管理料の合計金額は9,891万9,000円ということになってはいますが、今回1億1,946万8,000円ということで、3年間トータルで約2,100万円、1年間平均で700万円弱ぐらいふえているのですが、今回それだけの額がふえた理由についてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

今回の指定管理料算定に伴いまして、大きく額がふえた要因につきましては、2点ございまして、1点が燃料費でございます。3年前に計算しました、特に重油代ですが、近年の高騰化傾向にありますことから、重油代がリッター当たり20円以上上がっているというところがございます。

もう1点につきましては、委託料の増額であります。その中の清掃管理委託料につきましては、近年の人件費高騰によりまして、大幅な委託料の値上げというふうになっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君） 11番佐藤議員。

○11番（佐藤 昇君） 今の燃料費と、それから委託料の関係について、大幅に上がっているということで、具体的な数字は示されなかったのですが、トータルの具体的な数字を教えてくださいませんか。

○議長（前田篤秀君） 大辻生田原総合支所産業課長。

○生田原総合支所産業課長（大辻祐一君） ただいまの部分ですが、具体的な数字を申し上げさせていただきますけれども、燃料費につきましては、3年間で1,013万円の値上がりというふうになっております。委託料につきましては、3年間で2,770万円の値上がりとなっております。

以上であります。

○議長（前田篤秀君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） これをもって、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号指定管理者の指定についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款議会費、11ページから12ページ

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款総務費、13ページから14ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 3款民生費、15ページから18ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 4款衛生費、19ページから20ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款農林水産業費、21ページから22ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款商工費、23ページから24ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 10款教育費、25ページから26ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

10款地方交付税、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 14款国庫支出金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 17款寄附金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 19款繰越金、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 20款諸収入、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、9ページから10ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表、繰越明許費、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第3表、債務負担行為補正、4ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第4表、地方債補正、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに思います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 2款保険給付費、10ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 7款諸支出金、12ページから13ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

4款療養給付費交付金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 6款道支出金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 9款繰越金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから11ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

2款分担金及び負担金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案第17号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、議案12件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案12件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第3号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号遠軽町生田原診療所条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成30年度遠軽町一般会計補正予算(第7号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成30年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成30年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成30年度遠軽町水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。



本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成30年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長(前田篤秀君) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会とします。

午後 1時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀  
署 名 議 員 山 谷 敬 二  
署 名 議 員 前 島 英 樹